

臓器移植等推進功労者に対する知事感謝状贈呈基準

- 1 感謝状の贈呈は、広島県内に在住する者（団体）で、次の区分のいずれかに該当する場合に行うものとする。
 - (1) 臓器提供協力
救命救急センター及び脳神経外科を併設する医療施設等において、臓器提供可能な者に対し提供の意思確認を行い、移植関係機関への情報提供を継続的に行うなど、移植医療に著しく貢献した場合
 - (2) 造血幹細胞移植推進活動
造血幹細胞移植手術の実施などの移植医療に著しく貢献した場合
 - (3) 普及啓発活動
臓器移植及び造血幹細胞移植に関して広く普及啓発活動を行い、県民意識の向上に顕著な功績があった場合
 - (4) 移植希望者へのケア
臓器移植及び造血幹細胞移植希望者に対する治療を始めとした移植待機患者へのケアに尽力した場合
 - (5) 調査及び研究
臓器移植及び造血幹細胞移植に関して調査・研究を行い、以後の移植医療に貢献した場合
- 2 次に該当する者又は団体については、贈呈の対象外とする。
 - (1) 過去において、厚生労働大臣感謝状又は知事感謝状を贈呈された者（団体）
 - (2) 臓器提供者
 - (3) 過去において、犯罪行為等、一般的に非行とみなされる行為をした者（団体）
 - (4) 感謝状贈呈時に県職員である者

3 推薦団体及び推薦対象

推 薦 者	対 象	
	団 体	個 人
公益財団法人ひろしまドナーバンク	医療機関, その他の団体	医療施設従事者, その他個人
一般社団法人広島県医師会	地区医師会	
提供施設		当該施設の医療従事者

4 その他

- (1) 知事感謝状受贈者については一定期間（受贈後1年間）, 厚生労働大臣感謝状の対象者（被推薦者）としないこととする。
- (2) 当分の間（知事感謝状受贈者数がある程度になるまで）は、知事感謝状受贈者以外の者でも厚生労働大臣感謝状を受けられることとする。